

第 45 号議案

令和 2 年 11 月 19 日
任 用 給 与 課

東京都規則等の新設について（勤務時間関係）

下記の東京都規則等の新設について、申請のとおり承認する。

記

- 1 令和 2 年 12 月 31 日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続休暇の特例に関する規則
- 2 令和 2 年 12 月 31 日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則

東京都規則等の新設

1 令和2年12月31日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続休暇の特例に関する規則

長期勤続休暇の取得可能期間の特例を措置するため、規則を新設する。

項 目 該 当 条 文	内 容
規 定 の 内 容 本文	<p>○趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、特例を措置する。</p> <p>【長期勤続休暇の取得可能期間の特例】</p> <p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第26条の2第2項第1号及び第2号並びに同条第3項各号に規定する長期勤続休暇の取得可能期間について、終期が令和2年12月31日である職員の終期を令和3年12月31日とする。</p>
施 行 期 日 附則	公布の日

2 令和2年12月31日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則

1と同様の新設を行う。

【参考】 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（抄）

（長期勤続休暇）

第26条の2 長期勤続休暇は、長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 長期勤続休暇は、次に掲げる期間において、日を単位として、勤続15年に達する場合は引き続く2日以内、勤続25年に達する場合は引き続く5日以内で承認する。（略）

一 勤続15年に達する日が属する年度の1月1日から2年間

二 勤続25年に達する日が属する年度の1月1日から2年間

三 （略）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一 勤続15年又は勤続25年に達する日が属する年度の1月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年の翌年の1月1日から2年間

二 勤続15年又は勤続25年に達する日が属する年度の1月1日において、懲戒処分（別に定めるものを除く。）を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年の翌年の1月1日から2年間

三 前項第1号又は第2号に定める期間において、条例第15条に定める病気休暇その他任命権者が定める事由により勤務しなかった期間が、同項第1号又は第2号に定める期間の2分の1以上である職員 勤続15年又は勤続25年に達する日が属する年度の1月1日から3年間

四 勤続25年に達する日の属する年度の末日において59歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの 勤続26年に達する日が属する年度の1

月 1 日から 2 年間

五 前項第 1 号若しくは第 2 号又は前各号に規定する期間において、国又は地方公共団体等に派遣されていた期間がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていない者 派遣が終了した日の翌日と前項第 1 号若しくは第 2 号又は前各号に規定する期間の終了日の翌日のうちいずれか遅い日から、前項第 1 号若しくは第 2 号又は前各号に規定する期間と派遣期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続

休暇の特例に関する規則

令和二年十二月三十一日が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）第二十六条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 東京都教育委員会規則第 号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の

長期勤続休暇の特例に関する規則

令和二年十二月三十一日が学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 総人職第 6 9 2 号
令和 2 年 11 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

令和 2 年 12 月 31 日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続休暇の特例
に関する規則の制定について (申請)

このことについて、別紙のとおり令和 2 年 12 月 31 日が期間の終期となる職員における職員の
長期勤続休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 16 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

2 教人勤第 2 0 1 号
令和 2 年 1 1 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

令和 2 年 1 2 月 3 1 日が期間の終期となる学校職員における学校職員の
長期勤続休暇の特例に関する規則の制定について (申請)

このことについて、別紙のとおり令和 2 年 1 2 月 3 1 日が期間の終期となる学校職員における
学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則を制定したいので、学校職員の勤務時間、休日、休
暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 4 5 号) 第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請
します。